

福島県 教育新聞

発行人 福島県教職員組合
発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
〔定価一部 20円〕
編集・責任者 瀬戸 禎子
e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
http://www.f-t-u.or.jp
(この購読料は組合費に含まれています。)

ろうぎんのキャッシュカードなら
ATMお引き出し手数料が
実質 0円
ご利用手数料はいったんご負担いた
だく場合がありますが、即時キャッ
シュバックいたします。
東北労働金庫

アロマとものづくりで心もすっきり

～栄養教職員部学習会～



2月18日、栄養教職員部の学習会が郡山教組会館で行われました。昨年の食べるハーバリウムに引き続き、今年は、ハーブ石けんづくりに挑戦しました。石けんづくりを始める前にかおりの処方箋（アロマヒーリング）を実施し、今の自分に必要なかおりを知ることで心や体の状態を再確認することができました。

石けんは、桑の葉茶とカレンデュラを使った2種類をつくりました。粘土細工のように柔らかくなっていく石けんで、個性豊かな作品がたくさんでき、乾燥してから使うのがとても楽しみになりました。

和気あいあいとした雰囲気で行った日頃のストレス解消ができて、参加した組合員からも有意義な時間だったと感想をいただきました。

講師の八幡里美さん（さとみ幸房主宰）からは、「自分をほめてあげてください。そして、一日の終わりに、良かったこと、楽しかったことを思い出してください。心の健康のために大切なことです。」とアドバイスをいただきました。参加者みんなで、がんばっている自分をほめましょうと笑顔でしめくりました。



新年度にむけて…あんな技、こんなネタ

～青年部学習交流会～

青年部は今年度、交流をメインとした活動を多く計画してきました。今回は青年部常任委員が講師を務め、「新年度の新たな出会いの場で活用できる技をみんなで学びあおう！」と、教室で使えるショートエクササイズや、コミュニケーションスキルを高めることを目的とした活動、ボードゲームを通じた交流について学びました。



新たな出会いの場で、どのように緊張をほぐしていくかを、青年部常任委員がこれまでの自身の経験も踏まえながらレクチャーしました。

当日参加した方々も、徐々に緊張が解け、コミュニケーションを通してお互いを知ることで、自然と会話ははずむようになりました。

ボードゲームも、教室で活用できるものが数多く発売されていることに驚きました。今回はそ

の中から「ito ～イト～」というゲームに挑戦。「自分はこう思うけど…」「確かにそうかも。」「うんうん、わかるわかる！」など、会話がどんどん弾み、あっという間に時間が過ぎてしまうほどでした。

次年度もさまざまな会を企画します。参加をお待ちしています！

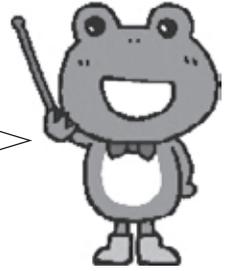


「働きやすい職場」づくりの第一歩! 確認行動のポイント

2021年4月1日より校長・教育委員会が「勤務時間の適正な管理」をすることが、県教育委員会規則に盛り込まれました。

勤務時間の管理に法的根拠をもつこととなり、各分会で校長と確認することは、とても重要な意味があります。勤務時間を守らせることは、校長の責任です。

みんなで一歩をふみ出して、話し合いに臨んでみましょう!



はじめに、校長との「話し合い」の準備をしましょう。

- ① 各分会で職場会を開き、下の『『働きやすい職場づくり』のために』について確認し、話し合いましょう。
- ② 校長と話し合いの日時を決めます。組合活動は勤務時間外に行うとされていますが、校長が指定した時間であれば、問題はありません。
- ③ 分会長さんが代表して校長交渉に臨むのではなく、2人ないし3人で行くのも良いと思います。

勤務時間は、文科省指針で客観的に計測することになっていきます。

市町村によっては、タイムカードやPCで出退勤時刻を入力しているところもありますが、まだ手書きの分会は、PCでの出退勤時刻の管理を要求してみてください。

上限時間とは、その時間まで時間外勤務をしていいというわけではありません。全員が定時で帰ることができるように、教育課程を見直すことが大切です。そして、その責任は、校長にあります。「校長先生のリーダーシップで『働き方改革』ができるよう、全職員が知恵を出し合っていきましょう!」と伝え、校長に働き方改革の責任があることを自覚してもらいましょう。

2023年度から始まる「受講奨励」。22秋闘交渉で県教委と、負担過重にならないようにすることを確認しています。また、実施要項によると「対話により研修の受講を奨励しようとするもの」であり、人事評価と連動させて評価するようなことがあってはなりません。「受講奨励」について困った時は組合にご連絡ください。

教職員が安心して職務に専念するための法令等に基づく全県確認書

「働きやすい職場づくり」のために

福島県教職員組合

学校における働き方改革をすすめるために告示された文科省指針が、2020年4月1日から学校に適用されています。この指針を受け県教委は、2021年2月12日に教育委員会規則「福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則」を発出し、21年4月1日から施行されました。

文科省の関連通知には「上限時間を踏まえた教師等の適切な働き方についての校長の責任」が明記されています。

私たちの権利・健康を保持し、働きやすい環境をつくるため、法令等に基づき、特に下記の事項について分会組合員との合意をもとに、勤務労働条件の確認・改善を行うよう求めます。

記

1. 文科省告示「指針」、教育委員会規則「業務を行う時間の上限に関する規則」を遵守してください。在校している時間は客観的に計測してください。時間の虚偽記録や時短ハラスメント、持ち帰り残業の絶無を求めます。
2. 労働基準法及び改正給特法に基づいて、勤務時間を管理してください。
 - (1) 出退勤時刻を遵守できるよう、校長は業務を行う時間を管理してください。やむを得ない場合の時間外勤務時間については、上限時間(月45時間、年360時間)以内を厳格に遵守してください。
 - (2) 勤務時間の変更及び割り振りに関しては、労使交渉の対象とします。
3. 教職員の健康管理に努めてください。
 - (1) メンタルヘルスケアに特段の配慮を行ってください。
 - (2) 厚生労働省が定義するパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の絶無を求めます。
4. 年次有給休暇は、学校長への届けです(理由は不要)。また、取得促進を図ってください。
5. 人事評価制度は、システムの手引きに記載されているように「教職員の能力開発」「教育活動の充実」「組織の活性化」を期して行われるものであることを踏まえ、適正に行ってください。
6. 「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」については、研修や記録の記載等が勤務時間内で完結できるように行うとともに、人事評価制度と連動させないことを求めます。
7. 休憩時間は一斉に設定され、自由な時間でなければなりません。休憩時間の確保を図ってください。
8. 臨時的任用職員の勤務・労働条件について書面で本人に明示するとともに、その勤務内容を教職員に周知してください。また、再任用職員についても勤務・労働条件、勤務内容を教職員に周知してください。
9. 分会で確認しておきたいことは、以下の通りです。

以上、確認します。確認できたら、お互いに□にチェックを入れてください。

2023年 月 日

学校

校長□

分会長□



大切なお知らせ



2022年度末で退職される皆さんへ

2022年度末でご退職される組合員の皆さん、本当にご苦勞さまでした。全組合員を代表して心から敬意と感謝の意を表したいと思ひます。

引き続き、再任用として「フルタイム」、「ハーフタイム」で勤務される方は、「再任用教職員の確認票」(個人宛に封書でお送りしています)にご記入し、県本部までご連絡ください。これからもよろしくお願ひいたします。

臨時採用教職員の皆さんへ

2023年度の任用が決まりましたら、「任用調査のアンケート」(個人宛に封書でお送りしています)にご記入いただき、県本部までFAXでお知らせください。採用試験に合格し、2023年度から教諭として採用される皆さんも、任用調査の提出をお願いいたします。その際、任用形態の新採用の所にチェックもお願いいたします。

分会の皆さんへ

2022年度末で異動となる臨時採用教職員の皆さんや、ご退職される皆さんがいらっしゃいましたら、県本部へご連絡いただきますようお声かけをお願いいたします。特に、ご退職される皆さんには「再任用教職員の確認票」の提出、臨時採用教職員の皆さんには「任用調査のアンケート」の返信の呼びかけをお願いいたします。

今年度も開催します！ TOPPA塾！！

今年度も採用試験対策講座を行います。大学等で採用試験対策講義を行っている「kei塾」と連携して実施いたします。この教育新聞にチラシを同封いたしましたので、分会で採用試験を受験する方々に、配付とお声かけをお願いします。下記二次元コードまたは、チラシの申し込み用紙により、お申し込みをお願いいたします。詳細については、チラシまたは、県教組HPからご確認ください。申し込み締め切りは4/14です！



教職教養 対策講座

4月末に
オンデマンド配信



組合員以外も
申し込み可能です

小学校全科 対策講座

4/23(日)・29(土)
10～15時
会場：郡山教組会館



組合員限定です

中学校専門科目 対策講座 (国数英理社)

5月以降に
オンデマンド配信



組合員限定です

年休届を出す時に、つい理由を言ってしまうがちですが、「届」なので理由は不要です。※「教職員服務関係ハンドブック2020」P639参照職員が年休を計画的に取れるように工夫している職場もあります。何もない日は年休を取ってリフレッシュしてもいいですね。

再任用の方は60歳以下の人と比べて支給される手当も少なく、低賃金で勤務されています。しかし、60歳以前と同じように様々な校務分掌があてられている現状があります。身体的な負担も大きいことを職場のみんなで認識できるようにし、誰もが働きやすい職場の雰囲気醸成と環境整備を校長に求めてみてください。

分会での追加事項があれば、この下に直接記入してください。下の例文を参考にしてください。
○子育て休暇や出生サポート休暇がとりやすいよう、職員室の黒板にはすべて「休」と書いてください。
○コミュニティースクールやPTA評議委員会の会議などを勤務時間外に設定しないでください。
○時間外勤務を減らすため、朝の登校指導をやめてください。

ほ学校で! Monster



よろしくお願ひします!

3月より関口奈央書記が産休に入ったため、代替として着任した書記を紹介します。

名前 酒井 まりな

●マイブームは?

ライブに行くこと!
映画鑑賞や散歩も趣味の一つです。

●弱点は?

よく物を落とすこと。携帯電話もよく落としてしま
います…。



4 / 30 県教研分科会推進委員会開催

●日時 4月30日(日) 10:00~15:00

●場所 郡山ユラックス熱海
郡山市熱海町熱海2丁目148-2 TEL 024-984-2800

●全体会 講演

「校則から子どもの人権を考えよう!」
～ブラック校則は誰のため?～

講師 内田 良さん
(名古屋大学大学院教授)



●分科会 それぞれの分科会で開催
●申込み 各支部へ連絡してください。

※詳しくは同封したチラシをご覧ください。

※対面での開催予定。



今回のテーマは「doing being II」

二〇二二年十月スピードスケート選手小平奈緒さんが引退した。小平さんは「メダルとかタイムとかより自分のめざしている自分を表現することが大事」と言う。自分の生き方そのものを表現できればと考えている。「結果」ではなく、その先にある「気持ちの通い合い」にこそ意味がある。

ファイギュアスケートの浅田真央さんも同じようなことを言う。自分をどう表現するかに向き合うことが大切なことなのだ。今、浅田さんは、悩みながらも仲間と自分たちの表現を追究している。

二人のような偉大なアスリートでなくても、だれもが自分はどう表現するかは重要なことではないだろうか。やり方や表し方はそれぞれ違って、みんな自分を表現することを日々積み重ね、チャレンジし続けている。もちろん子どもたちも。授業でも学校生活でも友だち関係でも、自分はどうあればよいのかを日々悩み、学び、深め、表現しようとしている。その表現の仕方は様々で、自分にふさわしいものはどれか? それを用いてどこまで? どのように? …… 試行錯誤を繰り返している。

この「自分を表現するための努力」これに寄り添うのが教師なのではないだろうか。偉大なアスリートも自分だけで表現を創り出しているのではない。仲間やスタッフが支えている。この役割を担うのが教師だと思ふ。

これだけSNSが日常化し、検索すれば必要な情報がすぐに得られるようになった今、知識理解や点数が重要なのではない。情報や知識を取り入れて、自分でどう考えていくのかが重要。これからは創造の世界だ。それはある意味自分をどう表現するかなのだと思ふ。

信州大学で学生と向き合うにあたって小平さんはこう述べている。

私がスケートで磨いた人間性というのは一緒に競い合う仲間をリスペクトすること。違う思考の持ち方や、いろんな人と接する中で違いを分かろうとする。数字や順位で自分や人の価値を決めつけないでほしいということ子どもたちに伝えていきたい。

全くその通りだと共感と尊敬で心が熱い!
三月、最後に担任した子どもたちは中学三年、受験生だ。十五の春に自分を精一杯表現して、みんな笑顔で次のステージへ翔びたてくれることを願っている。

(K・I)